

平成 30 年度

筑前町下水道事業会計補正予算書(第1号)

福岡県朝倉郡筑前町

目 次

1	平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算(第1号)	1
2	補正予算に関する説明書	
(1)	平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算実施計画書	5
(2)	平成30年度筑前町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	8
(3)	平成30年度筑前町下水道事業予定貸借対照表	9

平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成30年度筑前町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度筑前町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	1,447,437	1,228	1,448,665
第1項 営 業 収 益	466,990	0	466,990
第2項 営 業 外 収 益	980,447	1,228	981,675
第3項 特 別 利 益	0	0	0

支 出

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2款 下水道事業費用	1,447,437	1,228	1,448,665
第1項 営 業 費 用	1,162,421	1,228	1,163,649
第2項 営 業 外 費 用	259,825	0	259,825
第3項 特 別 損 失	22,691	0	22,691
第9項 予 備 費	2,500	0	2,500

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額406,775千円は、当年度分損益勘定留保資金406,775千円で補てんするものとする。)

収 入 (単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3款 資本的収入	314,195	5,651	319,846
第1項 企 業 債	42,800	5,200	48,000
第2項 出 資 金	0	0	0
第3項 補 助 金	193,235	178	193,413
第4項 負 担 金	77,493	0	77,493
第5項 分 担 金	667	273	940

支 出 (単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第4款 資本的支出	721,157	5,464	726,621
第1項 建設改良費	72,211	5,464	77,675
第2項 企業債償還金	648,394	0	648,394
第4項 投 資	11	0	11
第9項 予 備 費	541	0	541

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 42,800	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 48,000	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第5条 予算6条中「45,000千円」を「50,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改める。

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 一般管理費等としての経費 | 18,242 千円 |
| (2) 減価償却費としての経費 | 4,370 千円 |
| (3) 公債費としての経費 | 190,513 千円 |

平成 30 年 9 日 4 日

筑前町長 田頭 喜久己